

水道メーター取替等業務委託特記仕様書

本特記仕様書は、委託者 香川県広域水道企業団が委託する高松市におけるメーターの取替等業務について、標準仕様書の特記事項を定めるものとする。

1 検定満期メーター取替業務（定期）

企業団の指定する給水装置設置場所に赴き、不在時等の場合を除き、使用者等の承諾を得てメーター取替を行った後、適切にお知らせするとともに、遅滞なく結果を企業団へ報告するものとする。

(1) メーター取替時期・履行場所

令和7年4月1日から令和8年3月31日の間で企業団が指定する期間
履行場所については、企業団が指定する場所

(2) 取替予定数（取替予定件数が増減しても異議を申し立てないものとする。）

口径（mm）	取替予定件数（件）
13	27,305
20	1,994
25	544
40	235
50	50
75	12
100	1
150	1
付随業務（0リング取替）	830

(3) 企業団のメーター取替計画に基づき履行体制を整えること。

(4) 企業団の指示に従い、適正にメーター取替を行うこと。

(5) 取替前に必ず使用者等に声を掛け、作業内容についての説明を行い、使用者等の承諾を得て作業に着手すること。

なお、現地において、メーター番号等を確認の上、メーター取替を行うこと。

(6) 取替用メーターは、側面に示されている流入方向を間違わないよう留意し、異物等が入らないように適正に取り付けること。

(7) 撤去メーターは、企業団に提出するまで適切に保管すること。

(8) 取替用メーターは企業団から支給するものとし、同メーターの分類・保管については、紛失等

がないよう適切に管理すること。

- (9) メーター取替時に発生する残材残土等は、責任をもって処理し、装置場所の環境保全に努めること。
- (10) 前月末に企業団から電送される翌月のメーター取替データを受信し、取替内容に応じて企業団が指定するハンディターミナル（以下「HT」という。）に振り分けること。なお、電磁的記録の受け渡し及びHTの操作は、HT検満処理操作説明書及びHTメーター交換システム操作マニュアルに従って行うこと。
- (11) 毎日メーター取替予定データを確認し、それに応じたメーターを企業団が指定するメーター保管倉庫から積み込むこと。また、使用したメーターは、メーター番号表に消し込みして管理すること。
- (12) メーター取替時は、給水装置の取扱いに注意し、漏水等がないか十分に確認し、水の出方、濁水等についても点検すること。
- (13) メーター取替時に漏水が発見された場合は、企業団の指示がある場合を除きメーター取替を行わないこと。また、鉛管を使用している場合は取替工事（鉛管取替助成制度）についてのパンフレットを投入すること。
- (14) 口径 40 mmメーターについては、メーター二次側に逆止弁を取付けること。ただし、器具等に水压等の影響を与える場合はこの限りでない。

なお、逆止弁が取付けられない場合は、月末に書面にて企業団に報告すること。

- (15) 旧メーター指示数と新メーター番号を確実に読み、HTに入力し、「水道メーター取替のお知らせ」（取替水量）を発行すること。使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替のお知らせ」（取替時水量）を投入すること。

なお、HTの検針票投入先に指示がある場合はその指示に従うこと。

- (16) 撤去メーターは、水洗い等によりメーター番号及び修理回数が判別できるようにし、メーター種別、口径及び修理回数ごとに箱番号を決定後、箱詰めしHTに入力すること。ただし、一箱に詰める個数は、メーター口径ごとに次のとおりとする。

メーター口径	13 mm	20 mm	25 mm	40 mm
個数(個)	15	10	9	5

- (17) メーター取替済データは、内容を点検するとともに集計した後、同メーター取替日から起算して企業団の1営業日後の正午までに電送で企業団へ報告すること。なお、メーター取替済データに誤りがある時は、速やかに企業団へ報告すること。
- (18) 月ごとにメーター取替済データにより集計表を作成し、企業団へ提出すること。なお、やむを得ず取替不能があるときは、その理由を記して企業団へ報告すること。
- (19) メーター取替の事前に配布するチラシは受託者が作成すること。
- (20) HT及び関連機器類の故障などの異常が発生した場合又は発生するおそれがある場合には、応急の措置を講じるとともに、企業団に速やかに連絡すること。

(21) メーターユニットを使用している場合は、企業団の指示に従い、メーターユニット内部のＯリングの取替をメーター取替と同時に行うこと。なお、Ｏリングは企業団から支給するものとする。

(22) メーター取替時にクロスコネクションを発見した場合、直ちに企業団に報告すること。

2 検定満期メーター取替業務（随時）

企業団が指定するメーターの取替を行うものとする。

(1) 随時、取替伝票により速やかにメーター取替を行うこと。

ただし、口径 50 mm以上の大口径メーター等の取替に当たっては、取替伝票に応じメーター周りの点検を行い、事前に使用者等と改良及び取替日時を協議すること。

なお、メーターの取替に当たっては、不在時等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、取替理由を適切に説明すること。

(2) 口径 40 mmメーターについては、メーター二次側に逆止弁を取付けること。ただし、器具等に水圧等の影響を与える場合は、この限りでない。

(3) メーター取替後、漏水等がないか十分に確認し、水の出方、濁水等について点検すること。また、使用者等に作業が終了した旨を報告するとともに、使用者等宅に「水道メーター取替のお知らせ」（取替時水量）を投入すること。

ただし、検針票投入先に指示がある場合はその指示に従うこと。

(4) 業務終了後、必要事項を記入した取替伝票を点検するとともに集計した後、メーターの取替日から起算して企業団の 1 営業日後の正午までに、同伝票を企業団へ提出すること。

(5) 撤去メーターの保管、チラシの作成及び残材残土等の処理は、検定満期メーター取替業務（定期）に準ずるものとする。

3 再開栓のメーター取付業務

企業団が指定する再開栓のメーター取付を行うものとする。

(1) 取付伝票により速やかにメーター取付を行うこと。なお、メーターの取付に当たっては、不在時等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、訪問理由を適切に説明すること。

(2) 口径 40 mmメーターについては、二次側に逆止弁を取付けること。ただし、器具等に水圧等の影響を与える場合は、この限りでない。

(3) メーター取付後、パイロットが止まる事を確実に確認し、水の出方、濁水等について点検し、使用者等に作業が終了した旨を報告すること。

ただし、現地に使用者等が不在で二次側の漏水の可能性がある場合は止水栓を閉め、その内容を使用者等に電話等で確実に伝え、取付伝票に記載すること。また、連絡がつかない場合については、現地に連絡票に内容を記載の上、漏水チラシとともに投入すること。

(4) 業務終了後、必要事項を記入した取付伝票を点検するとともに集計した後、メーター取付日から起算して企業団の 1 営業日後の正午までに、同伝票を企業団へ提出すること。

(5) 残材残土の処理は、検定満期メーター取替業務（定期）に準ずるものとする。

4 メーター撤去業務

企業団の指定するメーターの撤去を行うものとする。

- (1) 撤去伝票により企業団の指定するメーターを撤去すること。

メーター撤去に当たっては、不在等の場合を除き、必ず使用者等に声を掛け、訪問理由を適切に説明すること。

なお、撤去伝票記載の指示数が一致しない時は、新使用者がいる場合があるので企業団に報告し、協議すること。

- (2) メーターを撤去した後は、閉栓プラグを取り付け、「水道メーター撤去のお知らせ」(荷札)を止水栓に取り付けること。なお、閉栓プラグ及び荷札は企業団が支給するものとする。
- (3) 作業終了後、不在等の場合を除き、使用者等に完了の報告を行うこと。
- (4) 業務終了後、必要事項を記入した撤去伝票を点検するとともに集計した後、メーターの撤去日から起算して企業団の1営業日後の正午までに、同伝票を企業団へ提出すること。
- (5) 残材残土の処理は、検定満期メーター取替業務(定期)に準ずるものとする。

5 メーター位置及びその他の改良業務

検針及びメーター取替に支障があると認められる場合、企業団の指示により必要な工事を行うものとする。

- (1) メーター取替に支障がある場合は、企業団に速やかに報告すること。
- (2) 企業団又は受託者と使用者等の間で、改良業務について合意ができた場合は、受託者が事前に使用者等と日時や工事概要の説明を行った上で、施工すること。
- (3) 毎月の実施内容に基づき、月ごとの集計表を作成して企業団へ提出し、それに係る費用は、別途企業団に請求すること。

6 メーター管理業務

メーター取付・撤去等入庫・出庫に係る数量確認等に関するメーターの管理業務を企業団の指示により誠実に行うものとする。

- (1) メーターは、天候等の影響の少ない盗難防止が施された倉庫等で安全な場所に納め、常に良好な状態で保管すること。
- (2) 購入及び修理完了のメーターが搬入される時は立ち会って受け取り、口径別・種類別・メーター番号順に検満年月の早い順から箱番号順に保管すること。
- (3) 撤去メーターは、口径別・種類別・修理回数別に箱に収め、箱ごとに番号をつけて整理し、常に確認ができるように保管すること。
- (4) 在庫メーター数量とメーター番号は常に把握し、毎月末に在庫数を企業団に報告すること。
- (5) メーターは常に検定満期の間近なものから使用すること。

7 メーター取替時及び取替後漏水における給水管等の修理

受託者は、メーター取替が原因で漏水した場合、受託者の負担において、漏水の原因となった給水管等を速やかに修理しなければならない。

詳細は、次のとおりとする。

メーター取替後2回目の検針日までに、同メーター取替に伴う漏水等の連絡があった場合(取替

後2回目の検針において、同メーター取替に伴う漏水等を発見した場合を含む。)は、現地を確認の上、受託者の負担において、速やかに修理等必要な措置を講じること。

ただし、取替時に鉛管の腐食が原因で漏水に至った場合に限り、毎月集計して、別途企業団に請求するものとする。

8 費用負担

委託業務の履行において必要とする費用負担については、次のとおりとする。

受託者は、委託業務の履行において必要とする事務所の維持費及び取替データ伝送用のパソコン等の物品及び消耗品を負担するものとする。ただし、次に掲げるものについては、企業団の負担とする。

- (1) HTの運用において必要な経費
- (2) 企業団の事務室内等で行う業務に係る必要最小限度の経費
- (3) その他、企業団が費用負担することが適当と認めるもの

9 貸与物品

企業団は、委託業務の実施に必要と認められる機器等については貸与することができる。詳細は次のとおりとする。

- (1) 企業団は、委託業務等の実施に必要な機器として、次に掲げる物品を貸与する。
 - ア HT 9台
 - イ 充電器パック 19個
 - ウ 充電器 7台
 - エ その他、企業団が必要と認めるもの
- (2) 受託者は、企業団から貸与された物品の使用に当たり、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - ア 受託者は、貸与物品を鍵の掛かる場所に保管するものとし、善良な管理者の注意義務をもって維持管理しなければならない。
 - イ 受託者は、企業団から貸与を受けた機器類の使用に当たっては、操作取扱説明書等を熟読し、同書等に基づいて慎重に使用するとともに、機器の適正な維持管理に努めなければならない。
 - ウ 受託者は、企業団から貸与を受けた機器類の使用に当たって、機器の損傷、紛失、故障等が発生した場合は速やかに企業団に報告するものとし、その原因が明らかに受託者の責めに帰すと認められるときは、その損害を企業団に賠償しなければならない。

水道メーター取替等業務委託注意事項

施工に関する注意事項は、次のとおりとする。

- 1 各種伝票を受領後、速やかに内容を確認し、日程調整等が必要な使用者等に対しては必ず事前連絡し調整すること。また、集合住宅（特に受水槽方式）については、管理会社又は給水装置所有者へ日程等を事前連絡すること。

- 2 検定満期に伴うメーター取替業務については、事前のお知らせの有無にかかわらず、現地で改めてメーター取替の理由を丁寧に説明して作業を行うこと。
- 3 施工の際は、必ず従業員証等身分を証明できるものを携帯すること。
- 4 宅地内に立ち入る前に必ず呼び鈴を鳴らすことに加え、十分な声掛けを行うこと。
なお、施錠されている場合は、必ず電話又は連絡票等で確認を取ること。